

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 4 月まで

私は、町及び親からの勧めもあり、親を介して国民年金に加入し保険料を納付しており、申立期間のみ保険料の納付記録が無いのは不自然であり納得できない。

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録をみると、海外に在住していた期間を含め申立期間以外の国民年金加入期間はすべて保険料が納付済みとなっており、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたという申立人の父も未納期間は無く、保険料の納付意識が高かったと考えられ、申立期間が 13 か月と比較的短期間であることから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、A町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及びオンライン記録によれば、昭和 55 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失し 56 年 5 月 2 日に再取得するまでは国民年金未加入期間として取り扱われているが、申立期間当時は他の公的年金に加入していないことから、強制被保険者と考えられる申立人が被保険者資格を喪失する理由が判然としない上、同町の同名簿にも被保険者資格の喪失理由が記載されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年8月1日まで

私は平成3年7月から21年4月までB社（申立期間中の社名は、A社）に勤務していた。当初は国民年金に加入していたが、4年7月から厚生年金保険に変わった。オンライン記録では厚生年金保険の加入期間が同年8月からになっているが、給与支払明細書を提出するので申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び給与支払明細書により、申立人はA社に申立期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、「旧A社の事務担当者が在籍しておらず、書類も引き継いでいないため不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和60年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月31日から同年8月1日まで
A社に昭和42年から現在まで継続して勤務しているため、空白があること自体がおかしい。60年7月分について、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する履歴書及び給与明細表により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和60年8月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細表の厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和60年7月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月31日から同年8月1日まで

A社に入社勤務し、その後、会社の分社化により設立されたC社に出向となった。同一職種内容で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する従業員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和44年8月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所で申立人と同時にC社に異動した同僚4人についても、申立人と同様に被保険者期間が欠落しているところ、申立人を含む5人の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月から同年7

月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

昭和54年10月21日から55年1月31日まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、資格喪失日が同年1月31日になっているとの回答をもらった。

A社には昭和55年1月31日まで勤務しており、保管している給与明細書によると、同年1月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された労働契約書及び長期契約者アルバイト賃金支給明細書によると、申立人が昭和54年10月21日から55年1月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年12月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所

の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が昭和 55 年 1 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月20日に、申立期間②の同社B営業所における資格喪失日に係る記録を同年8月2日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を、同年4月は2万8,000円、同年7月を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間③のA社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和46年4月22日と認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月2日から同年5月20日まで
② 昭和43年7月30日から同年8月2日まで
③ 昭和46年4月1日から同年4月22日まで

A社に、正社員として昭和41年4月16日から平成20年8月31日まで勤務した。

社会保険事務所(当時)の回答によると、申立期間は加入記録が無いが、休職、転職、退職等は一度も無く、その間給与はすべて受給しており厚生年金保険料も控除されていた。

申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す給料支払明細書があるので、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、並びに申立人が提出した給料支払明細書、社員名簿及び辞令により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務

し、（昭和 43 年 5 月 20 日に A 社本社から同社 B 営業所に異動、同年 8 月 2 日に同社 B 営業所から同社本社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る資格喪失日については、申立期間①は、A 社 B 営業所が昭和 43 年 5 月 20 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社本社において引き続き有すべきものであることから、同社本社における資格喪失日を同日とし、申立期間②は、同社 B 営業所の給料支払明細書において同年 7 月分の厚生年金保険料の控除が確認できることから、同社 B 営業所における資格喪失日を同年 8 月 2 日とすることが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る A 社本社における昭和 43 年 3 月のオンライン記録及び給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から 2 万 8,000 円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る同社 B 営業所における同年 6 月のオンライン記録及び給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社本社及び同社 B 営業所は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、雇用保険の加入記録、申立人が提出した給料支払明細書、社員名簿及び辞令により、申立人は、昭和 46 年 4 月 1 日に A 社本社から C 社に異動していることが確認できるが、C 社は同年 4 月 22 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで A 社本社において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社本社における被保険者資格の喪失日を同年 4 月 22 日に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び46年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和46年5月

私は、申立期間当時、自宅に集金に来ていた町内会の方に、毎月、国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年5月7日に夫婦連番で払い出されており、この時点において、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち過年度納付が可能な期間についても過年度納付した事情は見当たらない上、申立人の夫も同期間における保険料は未納となっている。

さらに、申立人が所持する昭和43年3月9日に発行された国民年金手帳によると、申立期間②の46年5月の検認記録欄に検認印が無いことが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）でも未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人は自宅に集金に来ていた町内会の集金人に、毎月、国民年金保険料を納付していたとしているが、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の納付組織欄には該当する納付組織の記載は無い上、当時の町内会長等関係者も既に亡くなっていることから、当時の納付状況等について確認することができず不明である。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から同年12月までの期間、49年8月から同年10月までの期間、51年12月から52年2月までの期間、55年12月から57年9月までの期間及び58年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から同年12月まで
② 昭和49年8月から同年10月まで
③ 昭和51年12月から52年2月まで
④ 昭和55年12月から57年9月まで
⑤ 昭和58年8月から61年3月まで

船から降りて船員保険の資格を喪失する度に、私の母が国民年金の加入手続をしてくれて、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたと聞いている。

母は、A市B支所で保険料を納付したと述べており、申立期間が納付した記録となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは、昭和61年4月1日となっており、それより前に資格を取得したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間のため、納付書の発行及び納付勧奨は行われなかったものと考えられる。

また、申立人が、国民年金の加入手続や保険料の納付を行ってくれていたと主張する母親から聴取するも「何も覚えていない。」と述べており、必ずしも記憶が明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から同年 8 月まで
国民の義務である税金等の納付は一度も怠ったことは無く、国民年金についてもすべて納付している。申立期間については、毎月市役所で納付書により納付していたので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、昭和 51 年 6 月 2 日（平成 10 年 1 月 12 日に喪失年月日を昭和 51 年 6 月 1 日に記録訂正）の資格喪失後は、国民年金の加入記録が無いことから、申立期間は未加入期間のため納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の「被保険者でなくなった日」欄にも昭和 51 年 6 月 2 日と記載されており、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から50年3月まで

私が二十歳になったときに父が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれた。昭和50年4月から就職し、共済組合に加入したときも、父は国民年金保険料の納付を継続していたので、二重に納付した分の保険料の返金を受けたが、それ以前の期間も納付していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の実家で見付かった同市が昭和50年12月1日に発行した申立期間に係る国民年金保険料納付書を所持しており、それは領収印が無く3枚綴りで未使用の状態のものであることから、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和56年6月2日にB市において国民年金の再加入手続をする際にA市が発行した国民年金保険料納付状況証明書を所持しており、同証明書によると、申立期間は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から47年9月まで
社会保険庁(当時)の記録によれば、昭和42年3月から47年9月までの期間の記録は国民年金に未加入とされているが、いつの時期か記憶は定かではないが「今まで納付していない人がまとめて納付できる最後の機会である。」ということで、保険料額を計算してもらい役所で納めたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和42年3月25日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立人が申立期間において国民年金に加入していたとする記録は無い。

また、申立期間である5年7か月分の保険料をまとめて納付するには特例納付が考えられるが、当該期間については配偶者が共済組合加入者であることから任意加入期間となるため特例納付対象者とはなり得ず、申立人が主張するように未納分を遡^{さかのぼ}って納付することは制度上できない。

さらに、申立人は納付時期や納付金額等について記憶していない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の年金任意継続被保険者として船員保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 8 日から 39 年 4 月 1 日まで
昭和 38 年 4 月、A 社（現在は、B 社）を退社し、すぐに大学に入学したが、その際船員保険の年金任意継続被保険者の手続をし、申立期間の保険料を納付した。
申立期間の船員保険の年金任意継続被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金任意継続被保険者の申請について、当初は、「自分が年金任意継続被保険者の手続をしたので会社の方でも分からなかったと思う。」としているが、その後「会社から用紙をもらい、会社を通じて行ったかもしれない。」とも述べており、保険料の納付金額は覚えていないとしている。

また、B 社では、A 社は申立期間について「船員保険の年金任意継続被保険者の届出に関する事務は行っていない。」と回答しており、A 社の船員保険被保険者台帳には、申立人の資格喪失年月日が昭和 38 年 4 月 8 日と記載されているが、年金任意継続被保険者であった形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録及び A 社の船員保険被保険者名簿に申立人の年金任意継続被保険者であった形跡は見当たらない。

このほか、申立期間の船員保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の年金任意継続被保険者として申立期間に係る船員保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録によると、私の A 社に係る厚生年金保険の資格喪失日が平成 11 年 1 月 1 日となっている。

しかし、私は平成 7 年 10 月に A 社に入社し、11 年 1 月初めに同社の手形が不渡りとなってからも、取締役として勤務を続け、同年 4 月 30 日の臨時社員総会での取締役辞任により同社を退職したものである。

A 社における資格喪失日を平成 11 年 1 月 1 日とする記録は誤りであるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の閉鎖登記簿謄本、臨時社員総会議事録等の記載内容及び当時の当該事業所の関係者等の証言から、申立人が申立期間に当該事業所において取締役として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は申立期間に給与を支給された覚えが無いとしている。

また、申立人は、平成 11 年 1 月 1 日に厚生年金保険及び政府管掌健康保険の被保険者資格を喪失し、同日付で国民年金に加入し、国民健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所は平成 15 年 11 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の当該事業所の関係者等から聴取しても、当時の状況及び厚生年金保険の加入、保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 15 日から 35 年 9 月 15 日まで
私は、職業安定所の紹介でA社に昭和 32 年入社した。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の期間照会したところ、当該事業所の被保険者期間が昭和 32 年 3 月 1 日から同年 7 月 15 日までの 4 か月間となっていたが、35 年 9 月まで勤めていたはずである。

A社の工場は夜遅くまで操業して騒音を出すため、昭和 35 年 6 月にB市C地区から現在の同市D地区に移転したことを覚えている。

仕事の受注先や内容は変わっておらず、当時の取引先であったE社F工場の旅行会で一緒に撮った写真を提出するので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所は、当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料は見当たらないとしている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の当該事業所における資格喪失日は昭和 32 年 7 月 15 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

昭和 57 年 4 月 1 日に、それまで勤めていた A 事業所が B 法人 C 事業所となり、A 事業所の職員は私を含め全員が採用された。申立期間、私は産前産後の休暇と育児休職を取得していたが、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。

当時の同僚に問い合わせたところ、当該事業所での資格取得日は昭和 57 年 4 月 1 日となっているとのことであった。自分に申立期間の厚生年金保険記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 法人が提出した人事記録により、申立人が昭和 57 年 4 月 1 日に C 事業所に採用されたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 4 月 1 日から同年 7 月までは産前産後の休暇、同年 7 月から 58 年 3 月 31 日までは育児休職を取得したと述べているところ、上記法人が提出した 57 年 9 月 30 日まで適用された C 事業所の就業規則によれば、産前産後の休暇期間及び休職期間中の賃金は支給しないと定めてあり、同法人が D 県の監査に際し提出した役・職員給与に関する資料によれば、申立人の昭和 57 年度の基本給は 0 円であることが確認できる上、同法人の庶務担当理事は「産前産後の休暇期間中は健康保険から出産手当金が出るとのことである当時の就業規則により賃金は支給しなかった。また、休職期間中の賃金は現在でも支給していない。給料が出ていなかったため保険料は控除していない。」と証言している。

また、申立人の A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は申立期間において当該事業所の健康保険任意継続被保険者である

ことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 5 月 1 日に設立されたA社に職業安定所の紹介で入社したが、社会保険事務所（当時）の記録では同年 6 月 1 日が厚生年金保険の資格取得日となっている。

当該事業所では、経理・総務の事務担当で給与計算をしており、給与から保険料を控除していたので、厚生年金保険の資格取得日を昭和 62 年 5 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の申立人の上司・同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該上司は、「A社は昭和 62 年 5 月 1 日に設立され、従業員募集と設備の設置等の準備期間を経て同年 6 月 1 日から営業を開始した。社会保険の手続も同年 6 月 1 日で行っており、自分の資格取得日も同日である。」と証言している。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 62 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、上司及び同僚は、同年 5 月 1 日から当該事業所で働いていたとしているところ、申立人を含む 6 人が同年 6 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 10 日から同年 11 月 4 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、最初に乗船した船舶Aの昭和 33 年 9 月 10 日から同年 11 月 4 日までの加入記録が無かった。

船員手帳には、申立期間に船舶Aに乗船したことが記載されており、船員保険は給与から引かれていたと思う。当時、船長だったB氏に誘われて、船舶Aに乗船することにした記憶もあるので、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた船長及び同僚二人は、船員保険の加入記録が確認できないため連絡先が分からず、当時の状況等の証言を得ることができない。

また、船舶所有者の船員保険被保険者名簿において、申立期間に申立人、当該船長及び同僚二人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番も無い上、昭和 33 年 8 月から 34 年 1 月までの期間に被保険者資格を取得している者は一人もいないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態を確認することができない。

さらに、船舶所有者の所在も分からないことから、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
私は、A社B営業所に勤務していたが、結婚することが決まり、昭和 47 年 9 月末日で退職した。同年 9 月 30 日は土曜日で勤務日であったためその日まで出勤し、10 月に入ってからもパートの形で残務整理を行ったが、社会保険の資格は喪失したため、同年 10 月 1 日で国民年金に加入し、同年 10 月分から国民年金保険料を納付した。

しかし、年金加入記録を確認したところ、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 47 年 9 月 30 日となっていることが分かった。同年 9 月 30 日まで勤務し、同年 9 月分の厚生年金保険料を給与から控除されたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによれば、申立人の資格喪失日が昭和 47 年 9 月 30 日であることが確認でき、同通知書の備考欄には「9/29 退職」との記載があり、オンライン記録と一致している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、資格喪失年月日は上記通知書と同じ日付が記載されており、不自然な訂正等は見受けられない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。